

松戸市教育委員会会議録

令和 8 年 3 月 臨時会

松戸市教育委員会会議録

令和8年3月臨時会

開 会	令和8年3月23日(月) 午前10時	閉 会	令和8年3月23日(月) 午後12時40分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	×
出席職員	内訳別紙のとおり			
特記事項				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和8年3月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	教育政策研究課 主任主事	金子 悟
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	社会教育課 課長	関根 嗣人
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 補佐	三田村 英俊
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 施設担当室 室長	清水 潤也
5	〃 専門監	戸張 徳一	25	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26	〃 戸定歴史館 館長	金井 隆志
7	〃 主幹	高木 優	27	〃 博物館 次長	染野 寿郎
8	〃 主査	竹田 順一	28	学校施設課 課長	久保田 昭彦
9	〃 主査	中道 佑生	29	〃 補佐	栗山 誠
10	〃 主任主事	齋藤 奈々	30	図書館 館長	川嶋 英一
11	学校財務課 補佐	市江 伊知郎	31	学習指導課 課長	小川 晴美
12	〃 学校給食担当室 室長	飯澤 信幸	32	〃 特別支援教育担当室 室長	山口 広美
13	〃 学校給食担当室 補佐	木村 朗子	33	児童生徒課 課長	志村 雅人
14	学務課 課長	南 進史	34	〃 補佐	西野 友浩
15	〃 補佐	河本 亮	35	市立松戸高等学校 事務長	菊地 俊一
16	〃 補佐	原 有希也	36		
17	〃 学校保健安全担当室 室長	芦田 百代	37		
18	〃 学校保健安全担当室 補佐	渡邊 慶久	38		
19	教育政策研究課 課長	秋田 敦子	39		
20	〃 補佐	植田 益規	40		

令和8年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和8年3月23日（月） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和8年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第64号

松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(学校財務課学校給食担当室)

② 議案第65号

松戸市立小学校及び中学校管理規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学務課)

③ 議案第66号

松戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

④ 議案第67号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

⑤ 議案第68号

松戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

⑥ 議案第69号

松戸市民劇場条例施行規則及び松戸市文化ホール条例施行規則を
廃止する規則の制定について

(社会教育課)

⑦ 議案第70号

松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(社会教育課)

⑧ 議案第71号

松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(社会教育課施設担当室)

⑨ 議案第72号

学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）の策定について

(教育政策研究課)

⑩ 議案第73号

松戸市教育委員会令和8年度主要施策の一部変更について

(教育政策研究課)

⑪ 議案第74号

令和7年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について

(学務課)

⑫ 議案第75号

松戸市教育委員会職員の人事について

(教育総務課)

教育長 では、初めに傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に傍聴の申出はございません。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

次に、本日の会議の成立について申し上げます。本日、和座委員が所用により欠席されております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開催することができます。

◎開 会

教育長 では、ただいまから令和8年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案12件となっております。このうち、議案第74号及び議案第75号は人事に関する案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第74号及び議案第75号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、これらの審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第74号及び議案第75号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更す

ることとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第64号

教育長職務代理者 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中で、円滑な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第64号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校給食担当室長、お願いいたします。

学校給食担当室長 よろしくをお願いいたします。

議案第64号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

まず、本議案の趣旨及び概要についてご説明いたします。

まず、小学校の給食費については、令和8年度から国で開始予定の学校給食費の抜本的な負担軽減の制度を基に、保護者負担をゼロといたします。

この制度は、国が児童1人当たり月5,200円を負担するものですが、月5,200円を超える部分については市で負担するといった形になりますので、保護者負担がゼロとなる仕組みとなっております。

次に、中学校の給食費については、国の制度の適用はないのですが、市の負担で保護者負担を一部軽減いたします。保護者への請求額が、1食当たり361円のところ、62円を減額して299円となります。こちらには記載はしておりませんが、第1子、第2子は月平均約1,000円程度、年間約1万1,000円程度の負担軽減となるものです。これらは令和8年度予算に伴う支援ですが、規則上は当分の間と表現し、このたび、学校給食費の納付額の特例と

して規定を追加するものです。

それでは、具体的な説明をさせていただきます。お手元の資料2ページをご覧ください。まず、第10条第4項についてご説明いたします。

遅延損害金について、うるう年は年366日当たりの割合で計算するところ、特別な定めがあれば365日当たりの割合とすることができるため、第4項を加えたものです。

次に、附則第3項及び第4項として、学校給食費の納付額の特例を設けます。本則に第3条に規定する1食単価はそのままですが、令和8年度に保護者が納付するのは、この金額になるという意味で特例となっております。

附則第3項は小学生の保護者について、附則第4項は中学生の保護者についての納付額の特例でございます。

括弧書きの部分ですが、生活保護世帯や就学支援を受けている準要保護世帯については別の制度で支援されるため、除くという書き方となっております。

最後に、資料3ページの枠の外にある附則をご覧ください。

施行規則は令和8年4月1日であり、今回の特例は、この日以後、実施される学校給食の給食費について適用することと定めています。

いずれにいたしましても、本件については、縷々説明はさせていただいたところではございますが、小学校給食の無償化の制度化、そして中学校の単価変更といった実態に合わせた事務手続となっているものでございます。

以上です。

教育長職務代理者 議案第64号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 附則第3項に、当分の間、0円とするとあるんですが、その当分の間というのは、今のところ分からなくて、国のそういう制度が続く限りという感じでしょうか。

教育長職務代理者 学校給食担当室長、お願いいたします。

学校給食担当室長 ありがとうございます。

少なくとも令和8年度中は、その後も支援の制度が変わらなければ続きますといった意味で、国の制度については、恐らく金額が今5,200円程度からまた上がってきて、市の持ち出しが少なくなるかなといったことは予測されます。

その一方で、中学については、今後、国がどのような動きをしていくかといったところに

伴って、私たちの設定する額も変わってきます。それがいつなのかは不透明なところがございますので、一旦は当分の間という形で進めさせていただいているところです。

伊藤委員 国の方針として、0円にするというのは何か期限は特に何も言ってないのでしたか。

学校給食担当室長 そうですね。早い段階でといったところでございます、そこを集中的に審議がどうされているのかといったところは、まだ不透明なところでございます。

伊藤委員 8年度の予算には入っているんですね。国のほうも、今来年度の予算には入っているんですか。

学校給食担当室長 入っております。

伊藤委員 じゃ、年度内に成立しなければ、またややこしくなるわけですね。

学校給食担当室長 暫定予算です。

伊藤委員 暫定、もちろんそうですけど、手続的に、もしかしたらあるかなと思ったんですけど。

学校給食担当室長 ここまで全国的に動いていることなので、なくなるといったことはないと思いますけど。

伊藤委員 それから、もう一点、その下の括弧で牛乳代を除くというのはどういう意味ですか。

学校給食担当室長 牛乳代というものが、県で一括して入札かけて調達しているものなんですね。金額が、もう間もなく県のほうから幾らですよといったところがこちらのほうにお知らせされるんですが、まず給食費というのは各市町村によって設定がされていて、300円なら300円、それプラス牛乳代は県から決まった金額がというので、ここは毎年変わるもので、何十銭単位で変わるものなので、ここではちょっと定めづらいところがございます。

なので、私たちの裁量として決められる給食費についてはここで定めるものですがといったところの中で、除くといった表現をしているところです。

伊藤委員 中学生の負担分は299円とあるんですが、それは牛乳代を除くので、牛乳代が幾らか分かりませんが、それはオンして家庭が負担するということでしょうか。

学校給食担当室長 そういうことになります。

伊藤委員 そういう意味ですか。

学校給食担当室長 はい。それプラス牛乳代と、その299円足したものが日割りの給食費になります。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

中西委員。

中西委員 今のところですけど、結局、これ小学校のほうは牛乳代も当然含むわけですけど、条文上は、牛乳代云々ということは書く必要はないわけですかね。

教育長職務代理者 学校給食担当室長。

学校給食担当室長 附則のところ、これの同条第2項の規定にかかわらずという、この2項の中にその牛乳代が含まれているものとして考えておりますので。いずれにしても、小学校の場合は当然、牛乳代、給食費、中学校と同じように発生するものなんですけれども、小学校のほうは丸々無料になるのでといったところの今回は制度設計でございまして、今お話になった牛乳代を除くと中学は書いているけど、小学校は書いてないように見えるというところではあるんですけども、この同条第2項の規定ということの中に含まれていますよといったことで、ご理解いただければなというふうに思います。

中西委員 同条第2項というのは、これはどこのことを言っているのか。それが、ここには条文がないわけですかね。

教育長職務代理者 続けてどうぞ。

学校給食担当室長 失礼いたします。

施行規則の第3条の第2項でございまして。

中西委員 略されているところですね。

学校給食担当室長 そうですね。2ページの表の中の真ん中辺の附則の1・2（略）とありまして、その下の3項がございまして。その中に記載してある2行目のところの第2項といったところに、それが含まれております。

第3条第2項について、読み上げさせていただきます。

1食当たりの牛乳代は、学校給食用牛乳供給契約における牛乳の単価額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とするといった規定が第2項の規定でございまして。

中西委員 なるほど。牛乳代のことにはそこに書いてあるという説明をしていただければ、それで分かったんですけども。実際、これで中学校は、現状だと幾ら負担ということになるんですか。もし、現状、入札価格が同じだと仮定すると。

学校給食担当室長 今までの推移でございまして、令和6年度が65.38円、令和7年度が68.13円。令和8年度の、予定なんですけども、71.77円といった、これは税込みの価格でございまして。

中西委員 分かりました。じゃ、これに日数分を掛ける。

学校給食担当室長 そういうことになります。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。2点質問があります。

会計のことについては、教育委員会で管理しているので、学校現場にはこの負担はないという理解でよかったかの確認です。もう一つが、金額が変動する中で、以前はお弁当とかの支援をしていたようなところの動向というのも、これ流動的になるのでしょうか。中学校の生徒さんもお弁当を持っていった子に対してサポートが今まであったと思います。実費払うことになる、一部62円分、市は負担する形になるので、その分は市のほうでお弁当の方たちにフィードバックしていくのか教えていただけたらと思います。

教育長職務代理者 学校給食担当室長、お願いします。

学校給食担当室長 まず、1点目につきまして、学校の負担は今回のこの件で発生するといったことはございません。

2点目に、お弁当に関するお話なんですけれども、お弁当については、アレルギーの方とか、または宗教的などといった形でのお弁当をやむなく持参する方について、これについても継続して支援はいたします。

ただ、小学校については全員が全額無償化なので、そういう方に対して弁当代を日割りでお返しする形になるんですけれども、中学校については、第1子、第2子は、1食当たり62円程度なので微々たる額ではあるんですけれども、そういった額を日割りで、第3子以降については、小学生と同じように給食相当額を日割りでお返しするという形になります。それは継続して予算を取っているところでございます。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか、ほか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

議案第64号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第64号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第65号

教育長職務代理者 次に、議案第65号「松戸市立小学校及び中学校管理規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、議案第65号「松戸市立小学校及び中学校管理規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、松戸市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定を受けまして、関係する規則の整備を行うためのものとなっております。

続く5ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回該当となる規則について、第1条に記載する松戸市立小学校及び中学校管理規則と、第2条に記載する松戸市立高等学校管理規則の2件となります。

変更内容としては、大きく2点ございます。

1点目は、両規則に当てはまる修正で、見出しの表現を現行の出張命令から旅行命令に文言を修正するものでございます。

2点目は、松戸市立高等学校管理規則のみとなりますが、備付諸表簿内に記載されている現行の職員旅行命令簿及び出張命令簿のうち、現在使用されていない出張命令簿の表現を削除するとともに、職員旅行命令簿を旅行命令簿に改めるものでございます。

今回の改正につきましては、令和7年4月1日の国の旅費法の改正を受けて、松戸市職員の旅費に関する条例等の一部が改正されたことを受け、教育委員会内にある関連する例規を市の表現と同様に整備するための改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第65号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

何かございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 1点だけ。

これは、そうすると法令の変更を受けた条例の改正を受けて、今回規則の変更になったと思うんですが、そもそもどうして法令で出張命令が旅行命令に変わったんですか。それはあんまり記憶がないんですけども。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 国の表現が、こちらのほうは以前から旅行命令だったというところで、それに市のほうが今回合わせた形となります。

伊藤委員 じゃ、国のほうは、一度も出張命令とは言わず、最初から旅行命令でしたか。出張という言葉では何か語弊があったのですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 そういったことは特になんていっていません。あと、すみません。国のほうの表現がいつからだったところまでは、その調べは。

伊藤委員 分かりました。

じゃ、市のほうも、あまりその辺、疑問に思わずに、これはちょっとずれているから直さなければということで、何年かたって旅行命令に変えて、そして今回我々も旅行命令に変えるということで、その経緯は、あまり疑問にも思われてなかったんですね。ただ単に、そのそごをなくすために出張命令を旅行命令に、国の法律がそうなっているから変えなきゃということで変えるということですか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

次の議案にも関係してまいりますけども、全体のこともございますので教育総務課のほうからもお話しさせていただきます。国は、昨年4月に改正をいたしました。主に変わるもの、改正内容ということで何点かご報告をさせていただきます。今現在、出張につきましては、出発地及び到着地は勤務地としておりましたが、この改正によりまして、所属長が認める場合には出発地及び到着地を自宅として旅費を支給することが可能になりますということが1つございます。

それから、もう一点、旅行役務提供者を新たに新設して、市から直接旅行代理店に支払いが可能となりますとか、鉄道賃につきましては、現在、片道特急列車100キロ以上というこ

とでございましたけども、距離制限を廃止して、必要に応じて利用が可能となりますとか、そういったことが何点かございまして、その改正の中で、国に合わせて市が改正するという
ことで、教育委員会もそれに合わせまして、同じ職員ですので、改正するものでございます。

伊藤委員 今説明していただいた内容はそれなりに理解できるし、以前よりよくなったんだろう
と思うんですが、それがなぜ出張という言葉が旅行という言葉に変わったのかという点が、
私は気になっているだけなんですけど。

教育総務課長 申し訳ございません。その旅行ということの言葉の意味までは、申し訳ござい
ません、勉強不足で。

伊藤委員 出張というのは、何かあれですか、非常に範囲が狭いので、旅行とすると今まで、
今回のこの規定で読めなかったものまで読もうとして、何か旅行というような言葉に変えた
のかとか、その辺のところ、今までの出張命令では不具合があったというような、そういう
ことは聞かれたことはないんですか。

教育総務課長 そうですね。ただいま申し上げました改正内容等が今度ではできるようになりま
したので。

あと、大きいところで、その他といたしましては、今まではパック料金というのは認めら
れていなかったんですけども、今後は、認めるようになったりとか。例えば鉄道とか船舶、
航空機以外の移動を要する経費、例えばレンタカーとかが必要だというようなときには、利
用できるようになったり。そういったことの中で、出張という言葉ではなくて旅行という言
葉に国のほうで変えたということで、この言葉の意味まで、申し訳ございません、分かりか
ねるところでございます。

教育長職務代理者 内容の改正は、すごくご理解いただけるけど。

伊藤委員 そうですね。内容はよくなったのだろうと。

教育長職務代理者 そうではなく、出張と旅行の概念の違いというイメージですか。

伊藤委員 そうですね。だから、わざわざ変えたのは何か理由があって、だから、わざわざ変
えるというのはそれなりの。例えば出張というのは、こういうレンタカーを借りたりなんか
するのは出張とは言えないと。だから旅行にしたほうが広い範囲でいいとか、何か恐らくそ
うのような議論があったのかなと思ったものですから、すみません。それ以上は結構です。

教育長職務代理者 そうですね。4月の改正のときのあちら側の議論の中で、どんなお言葉が
いただけていたのかというのを、ちょっと知りたいところだったのかと。

伊藤委員 これ以上は結構です

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

随分いろんなところが解放されたというか、使いやすくなったというか、そういったイメージでしょう。

中西委員。

中西委員 私も中身の改正はいいと思うんですけど、これから、じゃ、出張に行きますと言わずに旅行に行きますと使うのかと考えると、それはちょっと考えにくいなと思っておりますが、だからどうしろというわけにはいかないと思っております。

教育長職務代理者 言葉についてはそれぞれ考えていただいて、一応、規則上はそのような改正になりますということでございます。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、これより議案第65号を採決いたします。

議案第65号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第65号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第66号

教育長職務代理者 次に、議案第66号「松戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 それでは、議案第66号「松戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

先の議案第65号と同様になりますが、提案理由といたしましては、松戸市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定を受けて、関係する規程の整備を行うためのものです。

7ページの新旧対照表をご覧ください。

今回対象となる対象の規定につきましては、第1条の松戸市教育委員会事務決裁規程と、第2条の松戸市立学校職員服務規程、第3条の松戸市立高等学校職員服務規程の3件となります。

変更内容は、見出しの表現を現行の出張命令から旅行命令に修正するものとともに、関連する規程内の表現を旅行命令ないし旅行命令簿に改めるものでございますが、変更の趣旨は、先の議案65号で説明した内容と同様、松戸市職員の旅費に関する条例等の一部が改正されたことを受け、教育委員会内にある関連する例規を市の表現と同様となるように整備するためのものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第66号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

少し規定の仕方が先ほどとは違うように見えますが、恐らく問題はないとは思いますが、旅費という形に、市内出張、市外出張、旅費と3つに分かれていたものが一括になるというところで、何か混乱ということはなく大丈夫でしょうか。

教育総務課長、よろしくお願いいたします。

教育総務課長 はい。そういった影響はございません。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

議案第66号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第66号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第67号及び議案第68号

教育長職務代理者 次に、議案第67号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第68号「松戸市教育委員会事務決裁規程等

の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

本議案は相互に関連がございますので、一括して議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 ご説明に入る前に、議案第67号について一部修正がございましたので、机上に差し替え資料を配付させていただきました。そちらのほうをご覧くださいと思います。

修正箇所は14ページ、改正後の別表の社会教育課の事務の概目の末尾に、社会教育施設の維持管理に関するものを付け加えたものでございます。

それでは、議案第67号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

提案理由は、松戸市教育委員会の体制及び組織改編に係る関係規則について、所要の改正をするためでございます。

10ページの改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則第3条では、みらい教育創造部の創設に伴い、部に所属する課を教育総務課、教育政策推進課、学校施設課の3課とし、生涯学習部、社会教育課施設担当室が市長部局の文化スポーツ部へ移管となることから削除いたします。

また、一層の特別支援教育に対するニーズの高まりや専門性が求められる状況に対応すべく、学習指導課特別支援教育担当室を特別支援教育課に格上げいたします。

11ページの第4条では、みらい教育創造部の統括課として教育総務課、生涯学習部の統括課として社会教育課を規定いたします。

続く20ページまでの別表では、みらい教育創造部の欄を設けるほか、各所属の所管に係る事務事業を整理しております。

主な改正部分といたしましては、13ページの改正後の表の教育政策推進課の欄に「教育振興基本計画の企画、策定、推進及び調整に関すること」を加えるもの。14ページの改正前の表の社会教育課の欄から「公益財団法人松戸市文化振興財団との連絡調整に関すること」を削除するもの。それから、19ページから20ページにかけての改正前の表の学校施設課の部分を、13ページから14ページにかけての改正後の表に移動させるものでございます。

20ページから22ページまでの松戸市教育委員会公印規則の一部改正では、生涯学習部の文言をみらい教育創造部に改めるほか、新たにみらい教育創造部長印の新調と、松戸市文化会

館長の印を廃止いたします。

続く松戸市教育財産管理規則の一部改正では、生涯学習部長の文言をみらい教育創造部長に改めます。

24ページの松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正では、別表の規定する図書館の事務分掌のうち、既に行っていない公印の管理や、ほかの規則等を適用することにより、この規則に規定する必要のない文言の削除をいたします。

最後の松戸市立博物館管理運営規則の一部改正では、文化財保存活用課で行っていない「博物館の要覧及び年報の作成に関すること」を、この規則に規定いたします。

続きまして、議案第68号「松戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」をご説明いたします。

提案理由は、教育委員会の体制及び組織改編に係る関係規程について、所要の改正をするためでございます。

議案第67号と同じく、26ページからの新旧対照表では、みらい教育創造部の創設に伴い文言の修正、みらい教育創造部の表の新設、課・担当室の移管に伴う表の整備をいたします。

35ページの松戸市教育委員会職員の服務及び倫理に関する規程の一部改正では、生涯学習部長の文言をみらい教育創造部長へ改めます。

続く松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部改正では、みらい教育創造部の創設に伴い、各課が使います文書記号を改めるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第67号及び議案第68号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

教育長。

教育長 今、教育総務課長から、るる詳細の説明をさせていただきましたが、今回教育委員会内に新たな「みらい教育創造部」を創設するということで、様々細かい部分を確認し、必要な規則等の改正を行っているということで、ご理解いただきたいと思います。

細かいことは今ご説明があったとおりなのですが、思いといたしましては、教育委員会内の組織を3つの部門に分けることで、今まで学校教育、それから社会教育生涯学習という2つのカテゴリーの中で、実務的なものを中心に物事を進めてきましたが、世の中が大きく変化していく中で、やはり政策的な展開、未来を見据えた教育を展開していかなければいけないということがありまして、こういった政策部門をきちんとリードできるような部門

をつくりたいという思いの中から、今回の組織編成に至ったということをご理解いただきたいと思います。

これによって、先ほどありましたけれども、教育政策推進課が担う、いわゆる教育振興基本計画の策定や点検等を行い、私たち教育委員会が行っている業務が市民や子どもたちにとって適切に運用できているかというところを、きちんと私たち教育委員も意識ができるような形になってくるのではないかと考えています。

その上で様々な課題があります学校教育の部門では、学校教育部が中心となって、子どもたちの教育の質の向上、教職員の働き方改革等も含めて、しっかり教育を前に進めていく、学校教育を前に進めていくという考え方。それから、様々な市民ニーズに応えるべき生涯学習や社会教育の部門でも、それぞれが専門的な知見の中から、市民にとってよりよい環境が担えるような組織をつくっていききたいと、そういった思いの中から形を今回整えたというふうにご理解いただきたいと考えています。

それに加えて、2年前、松戸市の文化スポーツ部を創設する際にも多くの議論をしていただいたのですが、地教行法の中にある特例条例の部分を活用して、より効果的な、効率的な文化スポーツ行政が担えるようにということで、今回一部を教育委員会から新たにまた文化スポーツ部に移管するということになりました。こういった組織をつくったことで、とにかく教育を前に進めたいという思いがございします。

ただ、これは確定というようなことではなくて、もっともっと柔軟に考え、実際にやってみるところで点検評価をいただいて、さらにこのようにしたほうがよいのではないかとご意見などもあれば、どんどん改定が進んでいってもいいことなのかなと考えています。まずはこの3つの部門の体制の中で教育委員会をしっかり前に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私のほうは、簡単ですが、以上でございます。

教育長職務代理者 ご説明ありがとうございます。

それでは、改めて質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと気になるのは、学校施設課が、学校教育部からみらい教育創造部に移るわけですが、学校施設課の所掌業務は恐らくここに、13ページから14ページに出ているのは、ほとんど変わっておらず、新しく何か所掌業務が増えるということはないと思います。これを学校教育部から外す理由、学校施設課がもう少し何か学校の在り方とか、何かそういった

ことを考えるというのであれば分かるんですけども、この業務内容を見ると、学校の施設が中心ですね。それとも何かこの中で、今のものとは変わった、こういうものを入れたというようなのは何かあるんですか。ちょっとその辺のところをお願いします。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 ありがとうございます。

確かに事務分掌自体、学校施設課の行う業務自体に変更はございませんけども、新たにつくるみらい教育創造部という中に学校施設課が来ることによりまして、学校施設を管理している部分も一緒に一つの部で未来の教育をつくっていくということで、今回はみらい教育創造部のほうに移管としてございます。

伊藤委員 そうすると、逆に言えば、学校教育部は、学校施設のことについてはもうあまり考えないというか、お任せという感じになるんですかね。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 先ほども申し上げたんですけども、今までは学校教育、生涯学習という2つ、こういうふうにあって、それぞれが何をするかみたいなイメージだったんですけど、それをやっぱりつないでいかなきゃいけないということで「みらい教育創造部」をつくる。学校施設課をみらい教育創造部に入れたことは、これからいろいろ説明があるかもしれませんが、教育振興基本計画の中で新しい学校の在り方検討をしていくというところで、20年、30年後の学校施設をどう考えるか。もちろん皆さんご案内のとおり、現状も老朽化が進んでいたりとか、そして雨漏りしたから直すとかという、そういう対処的なものが学校施設課の仕事というような形ではなくて、もっとどんな新しい学校をつくっていくか、これは学校教育に限らず地域のコミュニティーの核となるような、そういった部分、当然ですけども、教育委員会だけでは担えない、やはり福祉の部分ですとか医療の部分ですとか、そういったものも全部含めた、公共施設としての学校の在り方を考えていかなければいけない。そうやって考えると、市長部局との連携がかなり密になってくると。そういう形を考えていくと、政策的な部門に、政策推進する部門に学校施設課があったほうが。もちろん対処的なものもやるのですよ。やらなきゃいけない、それはもちろんそのとおりなんですけども。

それからもう一つ、学校教育のほうにいくと教育DXの推進がありますので、今までと違って目に見える環境じゃないようなクラウド的な部分なんかも含めて学校施設課が担っていかなければいけないということがあるので、大きな時代の変化の中で、学校施設課の在り方そのものが、旧態依然の対処的なものやっつけていけばいいよという形ではなくなっている

というのが一番大きいかなと思っています。

説明になったかどうか分かりませんが、以上です。

伊藤委員 ご説明でよく分かったんですけども、もしそういうことであれば、この新しい学校施設課の業務の中に、今までにはなかったような、19ページと20ページにわたって書いてある学校施設課の業務、この今までの業務以外に、今、教育長がおっしゃったようなことを何かうまく文章として、こういう業務をやるんだということで、新しい業務が入るということであれば非常によく分かるんですけども、今の課長の説明では、業務内容は変わっていませんということでしたので。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 もともと学校施設の企画立案とか計画の立案というのが、本課の業務の中に入っていますので。

伊藤委員 それは、どこで読むんですか。学校施設の管理とか、そういうことですか。

学校施設課長 4番目ですね。学校施設整備に関わる計画の企画、策定、推進、調整というような言葉が入っています。これは昔から入っていたんですけど、よりその部分をみらい創造部に入って強化していくといったことになります。

以上です。

教育長職務代理者 旧態からの保護とか保全管理には学校教育部と連携しつつ、新たな部分については政策的な部分も大きく加味されるので、部署の位置づけとしては新しい部署のほうにという理解でよろしいでしょうか。

伊藤委員 本来、何かちょっと新しい言葉が入ったほうが分かりやすいかなと思ったので。ただ、そういうふうにご説明いただいて、そうやって読むんだということであれば、しょうがないですね。

それから、もう一点いいですか。これ、私の間違いかもしれないんですけども、18ページの学習指導課の中に、前からそう書いてあるのですが。教科用図書の給与に関することと書いてあるんですが、給与じゃなくて給付じゃないんですか、これは。給与って給料、お金のことですよね。

教育長 法律用語ですから。

伊藤委員 教科用図書を無料配布しますよね。そのことを給与というんですか。

学校教育部長 多分、要旨が給与という形になっている、要旨が。そういう手続上。

伊藤委員 給付のほうが分かりやすいような気がしたんですけど。給与というと、何か給料み

たいな。

教育長 国の要旨、多分そうだと思います。

伊藤委員 じゃ、今までも、そのように使っているのですね。

学校教育部長 文科省のほうでも、教科書無償給与制度という形の言葉を使っている。

伊藤委員 じゃ、それを使っているわけですね。分かりました。では、そういうふうに読めばいいですね。

教育長 さっきの旅行と出張と同じようなイメージだと思います。法律用語なので。

教育長職務代理者 違和感を持ちつつもということですね。

ほか、ございますか。ご意見等あれば。

山形委員。

山形委員 教育長がおっしゃったように、柔軟に現場の方が動きやすくなる、こういう体制が変わることは肯定的に捉えているところです。

意見になるのか、期待になるのか、要望になるのかと思うんですが、特別支援教育課ができることによって、よりサポートを受けられる生徒・児童さんと保護者の方の部分が広がると思ったりしています。

医療ケアのお子さんたちについてもです。これから始まる、5歳児健診からの就学支援の連携等に関しては、年々、就学相談が増加していくところが多くなっていく中で、課になっていただけることで、より幅広く保護、サポートを受けられる子どもが出てくると思います。特別支援の資格や研修も増えてはいるとは思いますが、実際に特別支援の生徒さんと向き合うとなると難しい。そこで相談先として、学校教育部の中に課がしっかりある、相談先が明確になるということもまた大きなものなのかなと思っていました。

実際に仕組みの中で、皆さん動く中で大変な部分はあるとは思いますが。教育長が話されたように、いろいろな検討もあったと思います。未来をつくる、本当にこれからのために、新しい体制の中で頑張っていたらと思っております。

意見でした。

教育長職務代理者 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

私から、1つ伺いしてよろしいでしょうか。

新しく部がつくられるということで、人数的なもの、職員の数とかは、どういうふうになっていくのかなという変化について教えていただければと思います。

教育総務課長。

教育総務課長 人数につきましては、議案の第75号で人事の部分もございますので、そちらのほうで説明させていただきたいと思います。

教育長職務代理者 分かりました。後ほどよろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

議案第67号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第67号は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第68号を採決いたします。

議案第68号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第68号は原案どおり決定いたしました。
説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第69号

教育長職務代理者 次に、議案第69号「松戸市民劇場条例施行規則及び松戸市文化ホール条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 社会教育課の関根でございます。よろしく願いいたします。

議案第69号「松戸市民劇場条例施行規則及び松戸市文化ホール条例施行規則を廃止する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、令和8年度組織改編により、松戸市民劇場及び松戸市文化ホールの所管が生涯学習部社会教育課から文化スポーツ部文化芸術創造課に移管されることに伴い、教育委員会規則である松戸市民劇場条例施行規則及び松戸市文化ホール条例施行規則をそれぞれ廃止

するためでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第69号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

これは部の移管に伴うということですので、特にご質問等ないでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

議案第69号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第69号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第70号

教育長職務代理者 次に、議案第70号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 議案第70号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、令和8年度組織改編により、松戸市文化会館の所管が生涯学習部社会教育課から文化スポーツ部文化芸術創造課に移管されることに伴い、松戸市文化会館の管理運営を教育委員会から市長に変更するためでございます。

つきましては、40ページの新旧対照表に記載のとおり、松戸市文化会館の管理運営を教育委員会に委任することを定めた条例施行規則第22条を削除するものであります。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第70号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これより議案第70号を採決いたします。

議案第70号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第70号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第71号

教育長職務代理者 次に、議案第71号「松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

社会教育課施設担当室長、お願いいたします。

社会教育課施設担当室長 社会教育施設担当室の清水でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第71号「松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をいたします。

提案理由は、令和8年度組織改編により、松戸市民会館の所管が文化スポーツ部文化芸術創造課文化施設担当室に移管されることに伴い、松戸市民会館の管理運営を教育委員会から市長に変更するためでございます。

これによりまして、42ページ、新旧対照表に記載のとおり教育委員会への委任を定めました第18条を削除いたしまして、第2号様式の2、第2号様式の3、それから、こちら記載の第5号様式に記載されている松戸市教育委員会を松戸市長に改めるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第71号については、ただいまの説明のとおりです。

ご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これより議案第71号を採決いたします。

議案第71号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第71号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第72号及び議案第73号

教育長職務代理者 次に、議案第72号「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）の策定について」及び議案第73号「松戸市教育委員会令和8年度主要施策の一部の変更について」を議題といたします。

本議案は相互に関連がございますので、一括した議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 教育政策研究課でございます。よろしくをお願いいたします。

説明に入る前に、資料の訂正をさせていただきます。

議案第73号の別紙2につきましては、資料の一部を修正いたしましたので、本日、委員の皆様の上に配付させていただきました。

また、議案第73号別紙1と議案第73号の別紙2におきまして、特別支援教育担当課という表記がございますけれども、正しくは特別支援教育課でございますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

それでは、議案第72号「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）の策定について」及び議案第73号「松戸市教育委員会令和8年度主要施策の一部変更について」ご説明いたします。

議案第72号ですね。議案資料の45ページをご覧ください。

初めに、議案第72号は、指針「学びの松戸モデル」の理念を踏襲しつつ、近年の教育施策をめぐる動向を踏まえた本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定することにより、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）」の策定を提案するものでございます。

それでは、議案第72号別紙1、ちょっと厚い冊子でございますけれども、別紙1の2ページをご覧ください。

計画策定の趣旨についてご説明いたします。

これまで本市教育委員会では、令和2年度に策定した指針「学びの松戸モデル」を基に教育政策を展開してまいりました。指針策定後に、国においては、令和5年度に第4期「教育振興基本計画」を策定し、それを受け、県においても、令和6年度に「千葉県教育振興基本計画」第4期を策定いたしました。

国においては、現行の学習指導要領の下、令和の日本型学校教育を目指して、明治維新以来150年ぶりとも言われる教育改革が進められており、本市においても、国や県の施策との、政策との整合性をさらに図るため、これまで本市の教育行政を推進してきた指針「学びの松戸モデル」と、国、県の教育振興基本計画などを照合し、指針「学びの松戸モデル」を踏襲した本市の教育振興基本計画を策定いたします。

計画の位置づけでございますが、教育基本法第17条第2項に規定された本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、本市教育委員会の最上位計画になります。

また、「松戸市教育大綱」を尊重し、「松戸市総合計画」などの関連計画等と整合性を図っております。

3ページをご覧ください。

計画の対象は、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を除く生涯学習と、本市教育委員会が所管する小学校・中学校・高等学校の学校教育を計画の対象範囲としております。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

計画策定のプロセスにつきまして、本計画の策定に当たっては、教育振興審議会において、本市教育の目指すべき方向性や施策の在り方などについて調査審議を重ね、令和7年12月に答申をいただいております。

計画案の検討に当たっては、市民の教育に関する活動状況や意識などを把握するため、市民アンケート調査を実施し、教育に対する意識や期待などについて幅広くご意見をいただきました。

また、子供たちの声を反映するため、子供ワークショップを開催し、児童生徒から直接意見を聴取したほか、ワークショップで出た意見を基に、全ての市立小中学校において意見聴取を行いました。

この計画案を基に、さらに市民の皆様から広くご意見を伺うため、令和8年1月19日から2月17日までを期間として、パブリックコメント手続を実施し、多くのご意見をいただきました。いただいたご意見は大切な示唆として、全て今後の参考とさせていただきます。提出意見と意見に対する市の考え方につきましては、議案第72号別紙2のとおり、一覧表にて公

表予定でございます。

また、教育委員の皆様におかれましては、本日までには計画案及びパブリックコメント回答案に対してご意見をいただきました。その結果は、本日の議案資料に反映させていただいております。

次に、計画案の基本理念等についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

「松戸の教育のめざす姿」の市民の姿、自立、誇り、つながりと、27ページの基本理念の「ことばを育み 人がつながる 学びの松戸 ～文化と教養のまちづくり～」、これにつきましては、指針「学びの松戸モデル」を踏襲しております。

その上で25ページにお戻りいただきまして、本計画では新たにめざす子供の姿として、子供たちの意見を基に、夢、挑戦、思いやりを掲げることとしております。

次に、めざす姿と基本理念の実現に向けて、実施する施策についてご説明いたします。29ページをご覧ください。

めざす姿と基本理念の実現に向けて、本計画は9つの目標、16の基本施策、48の施策を掲げております。

まず、目標1は、学ぶ意欲の育成と確かな学力の向上でございます。目標1には、3つの基本施策がございます。

基本施策1、松戸らしい教育課程による小中学校における確かな学力の向上では、施策1から施策4までを通じて、主体的・対話的で深い学びの実現、探究的な学びの推進、学習の基盤となる日本語・英語・情報活用等の能力の育成、特色ある学校づくりの推進を進めてまいります。

基本施策2、幼児教育と小学校教育の接続の円滑化では、施策5を通じて、幼保小の情報共有や松戸版スタートカリキュラムの作成により、小学校への円滑な接続を目指してまいります。

基本施策3、市立高校教育の推進では、施策6と施策7を通じて、市立高校改革と学習環境の充実を進めてまいります。

次に、目標2は、豊かな心の育成でございます。目標2には、2つの基本施策がございます。

基本施策4、子供の権利利益の擁護と道徳教育・人権教育の充実では、施策8から施策10までを通じて、子供の権利利益の擁護、道徳・人権教育の推進、安心感を持って学べる環境づくりを進めてまいります。

基本施策5、豊かな心を育む活動の充実では、施策11から施策14までを通じて、体験・交流活動、青少年の多様な学びの機会、読書活動、文化・社会教育と学校教育の連携などを充実させてまいります。

次に、目標3は、健やかな体の育成でございます。目標3には、1つの基本施策がございます。

基本施策6、学校保健・体育、食育の充実では、施策15と施策16を通じて、学校体育・学校健康教育の推進と食育の充実、望ましい生活習慣を身につける取組みを進めてまいります。

30ページをご覧ください。

次に、目標4は、多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂でございます。目標4には、3つの基本政策がございます。

基本施策7、個別の支援を必要とする子供たちへの対応では、施策17から施策20までを通じて、特別支援教育、不登校児童生徒への支援、教育と福祉・医療の連携を進め、ヤングケアラーの支援や子供の貧困対策をさらに充実させてまいります。

基本施策8、多文化理解と帰国・外国人児童生徒への支援の充実では、施策21と施策22を通じて、児童生徒の多文化理解、帰国・外国人児童生徒への日本語指導の充実を進めてまいります。

基本施策9、夜間中学の教育的支援と教育活動の充実では、施策23を通じて、第一中学校みらい分校における学び直しの支援を行ってまいります。

次に、目標5は、学校・家庭・地域の連携と協働の推進でございます。目標5には、1つの基本施策がございます。

基本施策10、地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進では、施策24から施策26までを通じて、学校・家庭・地域の連携推進、家庭教育力の向上支援、部活動の地域展開を進めてまいります。

次に、目標6は、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進でございます。目標6には、3つの基本施策がございます。

基本施策11、市民の学習機会の確保と地域人材の育成では、施策27から施策31までを通じて、リカレント教育や豊かな教養を育む機会の充実、図書館機能の向上、学習相談体制の充実、市内4大学との連携・協働の推進に取り組んでまいります。

基本施策12、松戸の歴史・文化の保存・活用と郷土愛の醸成では、施策32から施策35までを通じて、文化財の保存・活用、博物館の展示リニューアル、文化施設の交流、戸定邸・戸

定歴史館の魅力向上を進めてまいります。

基本施策13、文化芸術に触れ、親しむ機会の確保では、施策36を通じて、市民の文化・芸術活動や自主的な学びの充実を図ってまいります。

31ページをご覧ください。

次に、目標7は、教育デジタルトランスフォーメーションの推進でございます。目標7には、1つの基本施策がございます。

基本施策14、教育DXの推進では、施策37から施策40までを通じて、ICTを活用した学びの支援の充実、教職員のICT活用指導力の向上、校務DX、教育データの分析・利活用を進めてまいります。

次に、目標8は、指導体制・教育環境の整備でございます。目標8には、1つの基本施策がございます。

基本施策15、子供たちが適切な教育を受けることができる体制や環境の整備では、施策41から施策44までを通じて、教職員の働き方改革、教養講座や各種研修を通じた教職員の資質向上、学校の危機管理と非常時の学びの確保、家庭の経済的理由によって、子供たちの学びを止めない支援に取り組んでまいります。

最後に、目標9は、魅力ある教育施設の整備でございます。目標9には、1つの基本施策がございます。

基本施策16、より質の高い安全安心で魅力ある教育施設の構築では、施策45から施策48までを通じて、適正規模・適正配置を含めた魅力ある学校のあり方検討、小中学校施設の老朽化対策、松戸駅周辺の文化拠点整備の推進、社会教育施設の老朽化対策を進めてまいります。

以上、めざす姿と基本理念の実現に向けて実施する施策の概要をご説明いたしました。

なお、「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）」は令和8年4月から施行したいと考えております。

議案第72号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第73号についてご説明いたします。

議案書の46ページをご覧ください。

議案第73号は令和8年度の組織改編等により、令和8年2月12日に定めた松戸市教育委員会令和8年度主要施策の一部を変更するものでございます。

議案第73号別紙1をご覧ください。

こちらが変更後の主要施策でございます。

議案第73号別紙2を、先ほど訂正いたしましたものをご覧ください。

主要施策の変更箇所は、議案第73号別紙2のとおりでございます。

変更理由でございますが、議案第72号でご審議いただく教育振興基本計画の施策体系との整合性の確保や、組織改編に伴う新所属名の記述整理や項目の削除、そのほか所要の変更を行うものでございます。なお、個々の主要施策について大幅な変更を行うものではございません。

以上が、議案第72号及び73号の提案理由と概要でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第72号及び議案第73号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 これまで再三申し上げてきた情報活用に関するところですが、72号別紙1の学びの松戸モデル案で言うと35ページ以降でしょうか。それから主要施策で言うと3ページになると思うんですけど、まず言語活用科の認知度について、このアンケートについての表現は、私だけではなくて複数の委員の方が事前の意見で、この解釈はちょっとおかしいのではないかというような指摘をされていたと思います。

その点で若干の表現は修正されているんですけど、主要施策のほうで言うと、少なくとも施策の方向性というところが、なお書きで書いてある部分というのは、これは方向性と言えるのかどうかという気がするんですね。しかも半数以上が知らないと答えていますというふうに修正はされているんですけども、じゃ、それでどうするのかという部分が、事業内容のところ積極的に発信していきますとあるんですけども、でも、方向性として発信していくということが本来あるべきで、なお書きでアンケートの結果こうでしたというだけでは、ちょっと何か弱いような気がいたします。

同時に、言語活用科の期待についてのアンケートですけども、そもそも言語活用科を知らない人が大半であるのに、それについての期待というのも、なかなかそれを聞くこと自体が無理があるのかなという気もいたします。と同時に、この施策3で情報活用等の能力という言葉はタイトルでは入っているんですけども、では、情報活用能力をどうするのかということに関しては、それ以下の方向性から目指す成果、目標、事業内容で読み取れないので、やっぱりここは情報活用の重要性も踏まえてみたいな何らかの表現がどこかに入っていてほしいと私は思うんですね。

少なくとも国のほうで学習指導要領に絡んで、中学校で言えばもう情報技術科ですか、という、今までの技術・家庭を分離して情報と技術をくっつけた教科をつくとまで言っているわけですから、それに連動して言語活用科というのも変わっていかなければいけないことだと思いますし、もちろん言語活用科だけでやることではないというのは理解はできるんですけども、ここに、いずれにしても本文の中に情報活用という言葉が含まれていないので、言語活用科ワークブック及び指導案を更新しますということは書いてありますけど、そういうことを踏まえて変えてもらえるのかということは意見として申し上げておきたいなと思います。

教育長職務代理者 これについて、意見でよろしいですか。それとも何らか。

中西委員 少なくとも施策の方向性の中に、こういうアンケート、こうでしたというだけのことが入っていること自体がちょっと違和感を感じるんですけど、その点はどうお考えですか。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 施策3の施策の方向性の中の、なお書き以降の文章でございますけれども、やはりここは、もちろん方向性というところでは方向性を示していない記述になっていると思うんですけども、非常に大切なところだというふうに感じておりますので、ぜひ、ここは書かせていただきたいというふうに考えております。

それから情報活用能力の記載がないことにつきましては、国のほうも今、非常に議論をしているところで、これから主要施策の中で明記をして、5年後にここに到達できればいいのかなという分野として考えておまして、今回は具体的な文字は書いてございません。よろしく願いいたします。

中西委員 今、5年後云々というお話があったんですけど、もうそういうことを待っている時期ではないと思います。なので、別に国がどうこうというのは、今、私のほうから申し上げましたけれど、国もまだ決まってないから、こちらの計画にもあえて文字を入れ込まないんだというのは、ちょっと私は理解できないです。

教育長職務代理者 指導課長のほうから何か。指導課長よろしく願いします。

学習指導課長 中西委員がおっしゃっている情報活用能力の育成というのはとても重要だということで、課のほうでも捉えております。言語活用科、日本語分野、英語分野ございます。今は、そちらのほうを土台として定着させる、もう定着しているところもあるんですけども、その中の日本語分野につきましては情報活用能力に資するものについてブラッシュアップを図っているところでございます。

来年度、まずその先行事例として、先取りで研究をやってくださる学校を今、打診しているところをごいまして、その中、日本語分野のところの中にも反映させていくというところをご理解いただけたらというふうに思っております。取組というところに記載してございますが、そのように今考えているところです。

以上です。

中西委員 取組のところというのは文章、どこに書いてある。

学校教育部長 こっちの36ページ。中段辺り。

中西委員 なるほど。一応ここには言葉が入っているんですね。

学習指導課長 そうなんです。

中西委員 分かりました。もう少し上位の部分にその言葉が入っていていいんじゃないかなと私は思ったので、主要施策の、今から見直しができるのかどうか分かりませんが、例えばこれは指導案を更新することに連動するのですかね、そもそも。別の話ですかね。ワークブックや指導案とは関係ないですか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 指導案及びワークブックが連動しております。そちらを修正というか中身を改善してまいります。

中西委員 であれば、その事業内容のところ一言入っていてもいいのかなというふうに思ったものですから。

教育長職務代理者 例えば、改正する計画の年度案みたいなものというの、何年ごとに何を更新しますみたいな具体的なところというのは、何かご計画がございましたら。

学習指導課長 近々で言うと、先ほど申し上げた、令和9年度には大きくリニューアルしたいなというところを考えておまして、それに先立ってやはり丁寧に慎重にやっていかなきゃいけないというところがございますので、令和8年度において主に日本語分野の内容について中身をいろいろ変えていきたいというふうに思っております。

その中身については、先ほど伝えたとおり、情報活用能力に資するものというところで今整えているところがございます。適宜いろいろこういうことを取り組んでいるということは、情報発信していきたいなというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 来年度の主要施策のほうにそういったものが入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 令和8年度においてワークブック及び指導案を更新しまして、令和9年度にはそのことがお示しできるという計画であります。

中西委員 つまり、令和9年度の主要施策にはもっと明確なことが出てくるという、そういう理解でよろしいですか。

学習指導課長 はい。さようでございます。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 言語活用科の今の点に絡むのでちょっと質問したいと思うんですが、今回の基本計画にも、35ページと36ページに、保護者と市民に対しては言語活用科の認知度とか、何を期待するかということを聞いていて、その結果、認知度については非常に低いというのが大きな問題だとされています。私が気になったのは、この施策の目標にもあるんですが、言語活用科の3つの力、自分の意見を伝える力、それから相手の伝えることを理解する力、コミュニケーション能力という3つの力については保護者や市民に聞いても分からないわけですよね。

要するに生徒本人に対して、例えば、小学校で言えば高学年あるいは中学の生徒に対して、これまで言語活用科の日本語の分野とか英語分野、いろいろ勉強してきて、自分で意見をちゃんとと言える能力だとか、相手のことを理解する力だとか、そういったものは自分で高まったと、そういう力は強くなったと生徒たちはそう思っているかどうか、そういう自意識を持っているかどうかというようなアンケート調査というのは、直接今までされたことはないのですか。

教育長職務代理人 学習指導課長。

学習指導課長 ご質問ありがとうございます。

令和5年度に、中学校の言語活用科の実態調査を行ったところがございます。文章表記でするので、いろいろ評価というところがまちまちになってしまった。実際に正確な実態がはかれないというところの反省がございまして、今年度、小学校6年生と中学校3年生において実態調査をしております。

質問項目は3点ございまして、1つは言語活用科の学びがほかの教育場面等で生かされているかどうか、コミュニケーション能力も含めてですけれども、それについて生かしている、まあまあ生かしていると回答した児童生徒が80%でございます。

2つ目が論理的思考をはかる質問としまして、おでんの図を、串刺しでこんにゃくとはんぺんとかというところの図を提示して、これを図を見ていない相手に分かりやすくどういうふうに伝えますかという質問をいたしました。それに対して論理的な説明、相手に分かりやすく説明した回答の児童生徒が42%でございます。

最後3点目が、批判的思考力をはかる質問として、図書館の使用時間を増やすと読解力が向上します、この主張についてあなたはどうか考えますかという質問をしたところ、主観ではない客観的なデータに結びつける回答をした児童生徒が54%ございました。

この質問についてはずっと経年で追っていききたいなというふうに思っておりまして、今のパーセンテージを上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤委員 今回のアンケートの質問内容等が直接、言語活用科の授業と関連づけて、いわゆる成果というか、もしこういうのをやっていなければそういうのはもっと低かっただろうとか、そういうような理解はなかなかしにくいところかなという感じはします。分析力になるのかもしれませんが、そのアンケート結果をいかに言語活用科の授業の目指しているところとうまく結びつけて、これだけ能力が上がったとか、これだけ成果が出たというような評価ができるのであれば、生徒については言語活用科を非常にうまく活用して、こういう能力が高まっているんだともっとPRすることによって、そういう認知度がそういったものを通じて保護者とか市民にも伝わっていけると思います。

今のところそういう成果、これを何年もやっているわけですね。それをずっとやってきたことによって、松戸の児童生徒はこういう力がついてきていますというふうに何か言えると非常にいいんですけどね。だから、それを何かうまくアンケートを分析というかアンケートの読み方になると思うんですけど、来年度以降そういったものを出していただければ、認知度ももっと上がっていくんじゃないかなというふうに思います。

松戸がやっている言語活用科の授業は、文科省も認定しているわけですね。ですから、文科省への説明も責任があると思うんですよ。これだけのことをやって、こういう成果が上がっていますよという、上がりましたというのを文科省に示さなきゃいけないし、あるいは周りの近隣都市に対するいいPRにもなるので、そういったところをもっと保護者や市民だけじゃなくて、そういう生徒自身に働きかけて引き出してやっていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 同じところに係るところで、例として、きちんとしてこうですと挙げていくのは難しいかとは思いますが、とはいえ、アンケートではかれることというのは割と一方向性なものになってしまうのかなという気はするんですね。

例えば、各論になってしまいますけれども、造形展なんか見させていただいて、私、四、五年前に感想を書くのはどうだろうかという提案をさせていただいて、いろいろご批判いただきましたけれども、どうやら受け入れていただけて、もう3年、4年目になりますけれども、昨年、見に行かせていただきましたら、展示の仕方、言葉の書き方、あと各項目をつくるシートに至るまで各校の個性が出ていて、しかも子どもたちの言葉は毎年すごくレベルアップしています。訴えたいこと、表現したこと、見てほしい視点みたいな書き方のレベルが上がっているということはもう如実に分かりました。やはりモチベーションを差上げれば児童生徒たちはこんなに育つんだというのが、本当に、手に取るように分かるすばらしい成果だなと思って拝見致しました。また、言葉とは離れるかもしれないんですけれども、展示の表現の仕方も先生方がすごく競っているというよりは学び合っているというか、そういうのが見えますので。

アンケートで拾うというよりも学校事例の中にあるものを指導課さんが拾っていく。こういうものがあつたね、こういうものがよかつたねというような、例えば言語活用科の実験校の中で図書館の造りなんか非常にうまくできているところとか、こういう取組はすばらしいねと思うようなことを、どういう手段でしょう、例えば学校案内みたいなもので学校教育部からの発信とか恐らくあるんだと思います。そういうものに先行事例とかいうような活用がされているところとか、そういったものをどんどん発信していくというような、すごくアナログというか、細かいところで気づいていただいて、先生方に一つ一つ拾っていただくという、これならできそう、これはちょっと無理そうだというような選択は現場現場だと思うんですね。そういう受け止めよりも、こういうものがあるよというような、こちらから発見したものを提案するようなスタイルで、アンケートの数字だけが全てでは私はないと思っていますので、9年度の新しい形に期待しつつ、何か掲示板のような、みんなが拾いに行けるような事例を差し上げるような指導体制というのも1つの形かなと思います。すみません、意見です。

次、参りましょうか。ほか。山形委員。

山形委員 山形です。今のところの延長線上で意見を1点述べさせていただくとすると、指導課長がおっしゃった子どもたちへのアンケートの実践を、学校だよりだとか、広く広報とか

でこういうことをやっているよというのを、進めてほしいです。教育広報だと学校の先生とか、それに関心のある方しか見ない傾向もあると思います。広報まつどみみたいな、もう少し開かれたところで何をやっているかというところが示されるといいと思いました。これは意見です。

今回の全体を通しての質問は2点と、また意見を述べたいと思います。まず1点、教育振興計画について、2025年から審議会ができてたくさんの検討重ねて、これまでの形になったこと本当に感謝いたします。私も一市民ですが、市民の方にこれが決まったことによるメリットというか、こういうふうになっていく、今までの学びの松戸モデルという形で決まっていた指針というのは振興計画ではなかったところの中で、法にのっとったものになったところの、それが具体的に市民の方にどういうメリットがあるかというのは表現し難いかもかもしれませんが、決まったというのを広くお知らせする広報の仕方なんかがとても私は気になるかなと思いましたので、その部分について教えてください。市民の方へのメリットについて、毎年ポスターを作ってくださっているとは思いますが、広報について教えてください。2点目が、今回、振興計画を作成するに当たり、事前にアンケートをしてくださいましたよね。アンケートが何年にやったかというのが自分で見つけられなかったんですけど、もしよかったら資料の中にどこか書いてあるといいのかなと思いました。全ての保護者の方の1,500人のアンケート、何年何月何日にやったというのはデータとして残しておいてもいいかなと思います。意見として、これからの5年間の中で、またアンケートを取っていくと思いますが、そのアンケートを今現状としてのどういうスパンでやっていくかというところが少し気になる場所です。5年を待たずとしても、行っていく検討もしていただきたい。逆に言うと質問の意図としては、松戸の教育に関して保護者も子どももいつでも意見を言えるような、意見を抽出して受け止めるような仕組みづくりというのも今後考えていっていただきたいというか、この計画のためにアンケートを取りますではなく、いつでもこういうふうにしてほしいというような、パブリックコメントではないですが、いつでも市民の方のニーズが、私たちが耳を大きくして聞けるような体制とともに、作っていくことを検討してもらいたいという意図です。これは1,500人は書類を郵送して細かくやったものだと思うんですけど、オープンソースのSNSやLINEを活用したような、アンケートの収集。市民の方へのグーグルフォーム等を使ったアンケート。コストがかからず集計の手間が少なくてもできるような、そういうアンケートとかというのも実施は可能かと思います。そういう検討はされているかというところが。次の振興計画の話をしていきますけれども、もうその

ぐらいの計画の姿勢じゃないと追いついていかないかなと思ったので、この2点のところを質問したいと思いました。お願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 まず1点目の、この計画の周知方法といたしましては、まずポスターを作成したいと考えております。毎年、教育施策ポスターは作っているんですけど、それとは別に教育振興基本計画ができましたというポスターを作成いたしまして、児童生徒の目に留まる学校現場など、それから市民センターとか、そういうところで貼ってみたいと思っております。

また、教育広報の「みらいドア」でも特集を組む予定でございます。また、広報まつどもお知らせする予定でございます。あとは概要版を作成しまして、多分、再来年度になると思うんですが、市立学校に入学する児童生徒の皆様に配布する予定でございます。

活用という部分なんですけど、今年度も次年度に向けての主要施策がこの計画の体系で作成しておりますけれども、常にこの計画を念頭に教育委員会のほうで業務が進められるようになるものであるということを確認いたしまして、それからあと点検評価も、この形での点検評価になっておりますので、評価が可視化されてPDCAサイクルが繰り返すことによって効果的に目標に近づけるものと考えております。

さらに、教育委員会事務局職員全員がこれを理解するように、計画を意識して業務を取り組めるようにということで、計画の意義と運用サイクルに関する職員研修も計画しております。まず、1点目はそれで。

2点目でございますが、今後の市民意向の意見とか聴取なんですけれども、予算を伴わないものも含めまして、まだ、今のところ未定でございます。しかるべき時期に実施できるよう検討いたしまして、教育委員の皆様にもご相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

ぜひ、お願いいたします。アンケートの中で、子供ワークショップは、これに向けて一度開催されただけだったので、とてももったいないなと思っていました。回数を重ねていただくとか、学校の取組でプロジェクト学習とかで中学校とかに取り入れてもらって、どんな松戸になったらいいんだろうかみたいな、子ども達の意見を沢山取り入れていけるといいと思います。市立松戸高校も、子どもの声をイベントではなくて定時でいつでも声を聞き出せる

ような仕組みがほしいなと思いました。

最後に意見の部分で、パブリックコメントの資料2の中の68番のところに性教育についてというところで市民の方の意見がありました。人権の重要な要素ですというところや、昨今問題となっている教職員による子どもへの性暴力、子どもたち間での生じた性に関わるトラブル（性暴力）に対する対処などはどうでしょうか。幼児期から大人に至るまで包括的性教育が推奨されていますというふうに市民の方が意見をしてくださっています。私もこれ、本当にそうだと思います。

その中で、今回の振興計画の目標2、豊かな心の育成、基本施策の4、子供の権利利益の擁護、道徳・人権教育の充実、もしくはページで言うと40ページからと、性教育に関しては次の基本施策の部分の体のところも入ります。目標3のところも実は重なっている部分があったりします。健やかな体の育成も、包括的性教育はかかっています。その部分で、人権教育として捉えていただきながら、この中に表現はないですけれども、ぜひ積極的に取り入れていただけたらと思います。いじめ防止の観点にもなるかと思います。

この主要施策のほうで言いますと、ページとしては8ページのところから10ページのところの中で、包括的性教育の実施をしていただけたらと思います。特に8ページのところは、すごくもったいないと思っています。人権のリーフレットを配るというところで、人権についての学びの機会が本当少ないです。大人の方に「人権って何ですか」って言われたら、皆さんは何と答えますか。難しいところですけど、私もいろいろ勉強していく中で、「ありのままの自分を認められて大切に扱われること」、と表現しています。子どもでも分かる言葉です。ですが、これが本当に届いていないのが現状だったりします。この中で、人権のベースのところや健やかな体のことのところ、特に10番の豊かな人間関係のプログラムなども、松戸市のほうではやってはくださってはいるんですけども、いじめは松戸市だけではないですが、多くの場所で行われていて、なかなかなくなりません。大人の中でもいじめはなくなっていないのも、全て人権教育の不足だなと私は思っています。

その中で、ぜひ言葉では入ってなくても、実際としての包括的性教育の取組を現場レベルでもどんどんしていただきたいです。性暴力の防止のために先生たちの研修も取り入れてはいるとは思いますが、より一層、力を入れて取り入れていただけたらと心から思っています。よろしくお願ひします。これは意見です。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 すみません、答弁漏れがございまして、アンケートにつきまして、計画の

82ページに教育振興アンケート調査の概要ということで日時等が記載されてございますので、ご確認いただきたいと思います。お願いいたします。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 性教育の部分には、ご意見はいただかなくて大丈夫ですか。

山形委員 はい、大丈夫です。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 幾つか質問させてください。

国際交流事業とか異文化理解でいろんなことに取り組んでおられる点はこちらを見ても分かるんですが、具体的に中身として、43ページの青少年への事業ということで国際交流事業を実施しますとあるのですが、これは学校外でいろいろやっていることだと思うんですけども、その実例等を教えていただければと思います。

それからもう一つ、それに関連して施策の21なんですけれども、以前にもちょっとお聞きしたんですが、千葉大の園芸学部の留学生の学校への派遣というようなことですね。これが令和6年度の実績が、小学校が2校しかないということで、非常に少ない。せっかくのそういう事業がもったいないなというふうに思います。既にご存じだと思いますが、昨年度の11月に松戸市国際交流協会のまつど国際文化大使5名が相模台小学校の6年生のクラスに約3時間ほど、異文化と交流するというような授業をやっています。ですから、学校サイドでやろうと思えばできる話だと思うので、なかなかマッチングが難しいと思うんですけども、うまく千葉大園芸学部のほうとか、あるいは国際交流協会であれば協会のほうでちゃんとマッチングをやりますので、学校さえ手を挙げてくれれば、かなりの程度で実現できると思いますので、そういう異文化交流の授業をやるためにも、できれば学校サイドに、毎年1回はやれとか、あるいは隔年でやれとか、何かそういう指導をしていただいたほうが学校サイドも実際に足を一步踏み出してくれるんじゃないかなと思います。7年度は何名実施されたのか分からないんですが、できればそのように一步踏み込んでいただければ、実施しやすくなると思いますので、ご検討ください。

教育長職務代理者 学校とのマッチングの仕組みみたいなものというのは、実際、今どんな感じで動いてらっしゃる。

伊藤委員 恐らく千葉大園芸学部のほうは教育委員会のほうで直接されているんだろうと思いますが、松戸市国際交流協会のほうは協会のほうでマッチングをやっています。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 この千葉大留学生の派遣制度なんですけれども、平成25年に千葉大学との包括的な連携に関して協定を結び、スタートしているところです。千葉大留学生、年間約80名の留学生が小中学校に出向き、交流を深めたという実績がございます。令和7年度につきましては、小学校3校、中学校1校で計4校、22名の留学生が派遣しております。

国際推進課とも連携をしております、国際推進課からも派遣をお願いして、実際に小学校のほうに来ていただいています。事業内容としましては総合的な学習とか外国語活動、外国語の授業を通して異文化理解を進めているというところがございます。

先ほど、お話ありましたけれども、やっぱり実際にこういうことを実践しているというところの広報が足りないなというところがございますので、学校ではこういうような時間を活用して、千葉大留学生等を人材活用しながら授業を活性化しているというところのご案内をしていきたいなというふうに思っております。

今年度実施した小学校、中学校さんにおきましては、来年度もぜひお願いしたいというところの申出がございますので、今後も千葉大留学生のみならず国際推進課とも連携を取りながら、先ほど委員がおっしゃったこちらのほうもご案内しながらというふうに思っております。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 43ページの施策12の国際交流事業について、お答えしたいと思います。

青少年会館では、子どもたちが世界の多様な文化に興味や関心を持つきっかけとして、松戸にいながらにして異文化を体験することで、早いうちから国際的な視野を広げることを目的に毎年国際交流事業を行っているところです。内容は、松戸市国際交流協会でご活躍いただいております国際交流委員などによります。その方の出身国にまつわるクイズや本の読み聞かせ、ものづくりなどを通して、その国の食や文化、歴史の違いについての理解を目指しているところです。

令和元年度以降、取り上げた国や地域は、姉妹都市がございますオーストラリアをはじめ台湾、アメリカ、ベトナムの4つの国と地域になっております。今年度は3月14日の土曜日に、クイズで異文化のオーストラリアを楽しく体験しようという講座を実施しました。中身といたしましては、生き物や先住民、食べ物など、オーストラリアの文化や、日本とオーストラリアの学校の違いについてクイズ形式で紹介したほか、英語の本の読み聞かせを行いました。講座は90分間でしたが、内容にクイズや体を動かすゲームなどを交えたことで小学校

1年生でも飽きることなく参加でき、こういった体験型のアクティビティーは参加者の感想からも好評であったということが読み取れます。

今後の計画でございますが、今4つの国と地域と申し上げましたが、ほかの国にも広げることですとか、あと今回の定員も15名と少なかったこともありますので、回数を含めたこういう体験機会の拡充をしてまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤委員 そうすると、まだ青少年会館のほうで数を増やすという可能性はあるんですか。

社会教育課長 はい。今回は講師の方の都合もあって1回ということで、日にちも1日に限定したというように聞いておりますので。1つの国に限定しなければ、講師もほかの国の出身の方とかもあれば、拡充ができないということはないかと考えております。

伊藤委員 どうもありがとうございました。

社会教育課長 以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。続けてどうぞ。

伊藤委員 すみません、あと2つほど簡単に。

施策の24の、基本計画の56から7ページですね。ここにある地域学校協働活動あるいは地域学校協働本部というのが出ていると思うんですが、これは児童の見守りをやるということなのか、あるいはそれは活動の一部なのか。もっといろんなことをやるのかというのがよく分からないんですが。何かこの間のお話だと、全45小学校中の26校でもう実施しているということで、過半数の学校でやっているみたいなんですけど、それ以外の何か事業とか活動をしておられるのかどうか、また、これとコミュニティ・スクールとの関係はどうなのかというのを教えて下さい。

それから施策の26ですね。部活動の地域展開で、来年度以降、懇談会をつくっていろいろ外部の方の意見を聞いて問題点も検討するんだということですが、懇談会の実施見通しというか、どういうふうに、いつ頃からやるのか、もし今分かっているのであれば教えて下さい。

以上です。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 1点目の、施策24の地域学校協働活動の内容につきまして、こちらはいわゆる教育総務課がやっている小学校の早朝における児童の見守りは含まれておりません。

そのほかに、令和7年度の地域学校協働活動の活動は4学校区で実施しておりまして、小金北中学校区ではボランティア活動、ボランティア体験や世代交流会に関する活動。それか

ら牧野原中学校区、具体的には松飛台小学校なんですけれども、教育支援や登下校安全指導などに関する活動を行っております。また根木内小学校区では、子ども食堂などに関する活動を行っております。最後に、松ヶ丘小学校区では読み聞かせや環境整備などに関する活動を実施しております。

地域学校協働活動は、地域住民が主体となり、児童生徒に対する学習支援や校内環境整備等のボランティア活動を通じて、子どもたちのための教育活動の充実や地域社会全体の教育力の向上を図り、学校を核とした地域との連携体制、学校協力体制を構築するものであって、地域コーディネーターが中心となって行っております。

それに対して、地域学校協働活動はコミュニティ・スクールとは別の取組になっておりまして、どちらも地域の方が学校教育などにご支援いただくということは同じなんですけれども、コミュニティ・スクールは学校運営協議会という会議体を設置した学校を言いまして、地域住民である委員が会議において学校の運営に関する意見を出して学校の運営に参画するものでございます。ここが違うところです。

伊藤委員 そうしますと、学校地域協働活動で以前、私は45の小学校のうち26学校でもう見守りとしてやっていると聞いたように思うのですが。

教育政策研究課長 見守りはやっておりません。早朝における児童の見守りは、この地域学校協働活動には含まれておりません。

伊藤委員 そうですか。

教育政策研究課長 はい。

伊藤委員 じゃ、私の聞き違いでした。

教育政策研究課長 コーディネーターさんがいらっしゃって学校と地域をつなぐという。

伊藤委員 何かシルバー人材センターのほうとやっているというのは。

教育政策研究課長 そうですね、そちらは委託で実施している。

伊藤委員 それが見守りですか。ですから、協働活動とは関係ないということ、その一部ではないと。

教育政策研究課長 はい。

伊藤委員 そのシルバー人材センターでやっているのは、26校ぐらいでやっているんですか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 今、伊藤委員がおっしゃいましたシルバー人材センターの見守りについては、主要施策の44ページ、基本施策15の施策43の中で始業前の児童の見守りをやっておりまして、

3月末現在、30校で実施しております。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いいたします。

教育政策研究課長 部活動の地域展開のほうなんですけれども、懇談会を来年度開催する予定でございますが、まだ検討している途中でございますして、スケジュール等は決まっておりません。メンバーとして予定しているのは学識経験者や市教委職員、それから保護者、学校関係者などを想定しております。

また、地域展開につきましては、展開後の指導者やクラブなどの受皿の確保ですとか、それから財源の確保、学校と地域の連携体制など様々な課題がございますして、国の方針に沿った部活動の改革を推進するために懇談会で各委員の皆様からご意見やご助言を伺って、これを検討に生かして、児童生徒の思いを大切にしながら本市の方向性を定めてまいりたいと考えております。

伊藤委員 そうすると、その中にスポーツ団体とか、そういうスポーツをまとめている協会がありますね。そういったところの関係者も入るんですね。

教育政策研究課長 と考えております。

伊藤委員 考えている。

教育政策研究課長 はい。

伊藤委員 分かりました。

そうしますと、57ページにコミュニティ・スクールを推進します、地域学校協働活動を推進しますということが並列して書いてあるんですが、コミュニティ・スクールは学校運営協議会という会議体をつくらなければいけないので相当大変だけれども、それとは別に地域学校協働活動というのは、そういうシルバー人材センターを通したいろんな活動とか、やる気があればわりと簡単に広がっていくようなものと理解していいんですか。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 早朝の見守りにおけるシルバー人材センターを活用した取組は別物でございますして。

伊藤委員 失礼、そうでしたね。

教育政策研究課長 地域コーディネーターさんが具体的なボランティア、学校に対するボランティア活動をまとめて、学校と調整をするという取組でございますして、かなり今難しい状況になっております。コーディネーターさんがなかなか見つからないというのが大変問題な部分なんですけれども、ただ、国のほうでは、コミュニティ・スクールというのは、いわゆる

学校の運営に地域の住民が意見を出す、それから地域協働活動というのは具体的なボランティア活動を学校のほうに地域の方がするというような形で、両輪で回していかなければ、やっぱり学校の働き方改革を含めて、いろんな地域資源を生かすとか、そういうものがうまくいかないと言われておりますので、これを両輪で回せるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

伊藤委員 分かりました。すみません、ちょっと勘違いしていました。

そうするとシルバー人材センターを活用した早朝の見守りは、地域学校協働活動の中に入れていないんですね。ただシルバー人材センターにやってもらっているというだけのことなんです。分かりました。

地域学校協働活動は、さっきおっしゃったように今年度は4校しかやっていないということですね。それを増やしていきたいということで。分かりました。しかし増やすこともそう簡単ではないということも分かりました。

教育長職務代理者 ほかいかがですか。教育長どうぞ。

教育長 教育振興基本計画、私の思いを反映していただくということを前提に、本当に教育委員会の事務局職員の皆さんが1年かけてしっかりとした計画をつくっていただいたということで、改めてこの場でも感謝をしたいなというふうに思っています。

それで、これはどうしても行政の仕組みで、予算とひもづいた事業という形になってしまいますので、1つの担当課があって、そこに予算が発生して、それで事業をするみたいな仕組みになっているんですけれど、例えば最後、伊藤委員がおっしゃってくださったように、国際理解なんていうのは単に社会教育課だけがやるものじゃなくて、市長部局も含めていろんなところが関わっていかなくちゃいけないという事業がたくさんあります。

そういった点で、今回の計画や主要施策は非常に分かりやすくできているという、分かりやすくという言い方はあれですけども、私たちが意見を言いやすい形にきつとなっているんだろうなというふうに思っています。

一番初めに中西委員がおっしゃってくださったように情報活用能力もそうですけれど、私もいろんな場面で言語活用能力と情報活用能力がこれから子どもたちを育成していく上では最も大切だと。学習の基盤になるものですよということを言っていますが、どうしても言語活用科というのが先行していて、日本語分野、英語分野があることにより言語活用能力という言葉の前に出すことがなかなかできないとか、今までの物事がどんどんどんどん進んでいったものを整理する段階に来ているなというふうに思っていますので、先ほどの組織のどこ

ろでもお話ししたように、これが完全な完成版というふうに捉えていただくのではなくて、これをベースにいろんなものをよりよくしていこうというふうに考えていただいて、ですので当然、令和8年度の事業が進んでいきますけれども、令和8年度の途中で方向転換せざるを得ないものがあったり、その反省というか、それを点検評価していただくことによって、令和9年、いわゆるこの5年計画の中の途中でも物事がいろいろと動いていくというふうにお考えいただくのがいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから伊藤委員もいろいろお感じくださっていますけど、文言が分かりにくいというのも、もちろんそのとおりなんです。ですので、そういうところもこれからきっと整理していかなきゃいけないだろうし、一つ一つを見て、ご意見をどんどん皆さんからいただく。それが当然、教育委員だけではなくて、市民の皆さんからもいろんなご意見をいただく、市長部局との話の中でも市長部局からの意見をいただく。そういうことで物事が前に進んでいけばいいかなというふうに思っています。

とにかく組織編成と教育振興基本計画というのが1つ大きなセットとして、松戸市教育の新たな方向性を令和8年からしっかり打ち出していきたいなというふうに感じていますので、引き続き様々ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

伊藤委員 あと、すみません、ちょっと。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 語句の点なんですけど、1つ、年号と西暦の使い方です。基本計画の頭の部分には令和何年、括弧して二千何年というようにきちっとわかりやすく書いていただいているんですが、例えば、気になったのは、64ページの図書のところなんですけれども、施策の目標、人口1人当たりの蔵書冊数が令和5年度の1.37冊を2029年度までに2.4冊に増やすというのは、非常にわかりにくい書き方で、私は、まず令和5年度って二千何年だっけて考えて、2023年だなど。そうすると、29年度までって6年なんだなと考えたんですが、さっきあったように令和何年括弧二千何年というふうに書いてほしいと。ほかにもあるかもしれませんが、気になったのはここなので、ぜひ直していただきたいと思います。

それから、令和8年度主要施策の46ページですが、これはこれからの魅力ある学校の在り方を検討しますということで、非常に大きなテーマである、学校の在り方を、施設だけじゃなくていろんなものを含めた在り方を検討することになると思うんですけど。その表題は、目標9として魅力ある教育施設の整備、それからその下にも魅力のある教育施設の構築とあります。施策の方向性に示されている学校の在り方とその上位にあたる基本施策に示されて

いる学校の教育施設をどうするかというのは別だと思うんですが、もし、学校の在り方を適正規模・適正配置を含め全部議論するというのであれば、この表題が教育施設の整備というのはおかしいんじゃないかなと思います。あるいは、教育施設の整備が正しいのであれば、その下の新しい学校の在り方というのはテーマが大き過ぎると思います。ただ学校施設課がやるんじゃなくて、教育政策推進課が担当される業務であるのであれば、学校の在り方になるのかなと思いますので、そうであればこの表題は変えたほうがいいのかと思いました。

教育長職務代理者 教育政策推進課長、お願いします。

教育政策研究課長 計画のほうの、まず64ページの年号と年代の書き方なんですけど、一応全部見たつもりだったんですが、ここはちょっと漏れておりまして、訂正させていただきます。

それから主要施策の46ページ、適正規模・適性配置を含めたというところの魅力ある学校のあり方につきましては、施設だけではなくて、おっしゃるとおり、いろいろな新たな令和の学校教育に関する取組なども含めての検討を進めるというところなんですけれども、目標9の中には施設の部分も含まれておりまして、なかなかその辺りをどこに入れ込むかというのを非常に迷うところではあるんですけれども、ここにしか今、居場所がない状況でございますので、とりあえずは第1期の計画につきましては、施設だけではないんですが、あり方検討というものもこの目標9の中に座らせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 伊藤委員のおっしゃるとおりなんですけど、じゃ、在り方となるともっと上位の形になってしまうのですが、やはり学校施設が、先ほども申し上げたように、単に学校の教育活動単体で物事が進んでいくわけではなくて、施設をどう使うかというところに学校教育の、要するに教育環境の部分も含まれてくるということ。私ももう全く同じようにいろんなところで議論はしています。ただ、どうしても今、研究課長が言ったように、収まる場所がなかなかうまくはまらないというのが実情のところ。じゃ、在り方といたら本当もっとこれの一番冒頭に持ってくるべきでしょうという話になってきてしまうと難しいし、課題として細かく見ていくと学校施設の老朽化があったりとか、今、先行している長寿命化のことでとか、いろんなものが絡んでくると、取りあえず今回の計画の中ではここで収めておいて、先ほどから何度も申し上げているように、物事が動いていったときにそれはそうじゃないのという、この理念とか目的とか目標の構造化を捉えたときに、基本計画そのものの構造的な部分の組替えももちろん必要になってくるかもしれません。そういうようなご意見をこれか

らどんどんいただいていって、今、多分この場で細かい議論をして、では、この言葉を変え
ましょうって、先ほど伊藤委員おっしゃったように数値的な部分とかそういうのはもちろん
ありなんでしょうけど、そういうところをご意見としてももちろんいただいておいて、この先
に進められたらいいかなと私は思っていますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 細かい部分についていろいろあるかとは思いますが、教育政策研究課長
もおっしゃるように、進めながら調整しつつというところでご理解をいただきたいと思いま
す。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、これより議案第72号を採決いたします。

議案第72号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第72号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第73号を採決いたします。

議案第73号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第73号は原案どおり決定いたしました

◎その他

教育長職務代理者 それでは会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、
秘密会の前にその他に移ります。

事務局より報告ございますか。

事務局 ございません。

教育長職務代理者 それでは、委員の皆様からということで、山形委員、お願いいたします。

山形委員 先日、伊藤委員も報告されていましたが、2026年1月30日に浦安のほうで学
びの多様化学校UMIのほうに伺ったので、そのことについて簡単にまとめさせていただきました。

浦安市の取組の基本姿勢の、新たな不登校を生まない学校づくりと、個に応じた居場所づ

くりの2本柱というところの中で、本当に羨ましいなと思いました。スクールカウンセラーの部分スクールライフカウンセラーとして週に4日間配置しているというところ。市の職員としての雇用形態と、学校を通さず直接連絡ができる専用の携帯電話があるというのはとてもいいと思いました。校外の支援は教育支援センターのいちよう学級というところと、ほかにも2か所あり、また新たな場所もつくりたいというところでした。

そして、県内初の学びの多様化学校UMIという名称で、浦安中学校の分教室というような形で、松戸市でいえばみらい分校のような形で設置されている場所です。不登校を経験した生徒さんたちが1学年10名、定員30名として登校しているような形で、様々な天気のカードを使ったりとか、わくわくタイム、複数担任入れ替わり制。室内も、1つのお部屋に4つ角があったら、1つの角に1学年、2学年、3学年というような形で、教室というよりもワンフロアを簡単に区切った形で過ごすような工夫をされていました。

また室内の、建物自体が学校ではない場所、松戸で言うと青少年会館のような場所の1室を使っているような形でしたので、様々な活用方法ができ、子どもたちも居場所が様々なようなものが特徴だと思いました。支援に関わる大人の大切な姿勢として、否定しない、比べない、諦めない、焦らないということを先生が言っていたのが印象的でした。

あとは、県費の職員の方と市費の職員の方が全体で12名いる中で、県費職員が7名で、市費の職員が5名いらっしゃるというような細かい話も伺いました。

お話の中で参考になったものとしては、用務員の方がとても子どもたちに好感を得ているというか、先生以上に慕われているという興味深いお話しがありました。斜めの関係のような人がいることが、学校に通いづらかった子どもたちにとってすごく心の支えになっているということでした。また、校外学習が年間5回を予定していて、私が伺ったときが3回終わったところだったような話でした。全て子どもたちが話合いで決めていくような形です。運営、様々な工夫がされてもいましたけれども、本当に全部の学校がこのような形で取り組まれていたらいいのにと思うばかりの場所でした。

以上です。

2枚目のほうに、市町村教育委員会の研究協議会のほうに2月6日に行ったところで、部活動改革と地域スポーツ環境の整備の今後の方向性については、同じテーブルに杉並区と大田区と藤沢市でした。杉並は、部活動だけではなく放課後の居場所づくりみたいところで、積極的に部活動をやりたいたいだけじゃない子どもたちの居場所というのも開設していました。大田区のいいなと思った取組がダンス部というので、各学校にダンスのクラブがあるわけじ

やなくて、教育委員会が統括してダンスの専門家の方とオンラインでつないだりだとか、場所をつくってそこにダンススクールの民営の方が派遣されていくような形の取組をされていきました。オンライン将棋部だとか、そういうニーズに合わせたものやっつけていらっしゃるようです。藤沢も部活動のニーズについてアンケートを取って、いろいろ調整をしているようでした。全体を通して教職員の方の負担が少ない仕組みを教育委員会が主導としてやっていくのが大事なんだと思いますので、先ほども説明にあった懇談会に期待していきたいなど私は思いました。

あとは2回目の懇談として、主体的、対話的で深い学びの実践に向けた授業改善について和歌山と藤沢と柏の方とお話をしましたけれども、やっぱりどこも同じような課題を抱えながら、教職員の指導力とICTの活用の差が大きいなという部分や、あとは地域の方が学校に入っているかどうか結構キーワードになるんだなというのを対話をしながら思いました。

以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

◎議案第74号及び議案第75号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第74号「令和7年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任命について」、議案第75号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、これからの議案の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外はご退室をお願いいたします。

秘密会に出席していただくのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は各議案で入替えをお願いいたします。議案第74号、学務課長、学務課課長補佐、議案第75号、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、教育総務課主幹、教育総務課主査、以上でございます。そのほかの方は退席してください。

傍聴人の退出及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(指定職員以外退席)

(以後、秘密会)

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第74号及び議案第75号は原案どおり決定されましたことを報告いたします。

本日より予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

◎閉 会

教育長 それでは、長い間、長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年3月臨時教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後0時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員